休日休刊



発 行 東京都

目

次

○建築基準法による道路の指定………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課

道路による

第一項第四号 法第四十二条

月二十五日 令和五年九

○建築基準法による道路位置の指定……………

○宅地建物取引業法による行政処分…………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)

…………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…

示

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し…………

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、

●東京都告示第千九十九号

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一号。

以下

法

次のと

おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

○開発行為に関する工事完了…………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………

いて縦覧に供する。

令和五年十月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

取

伸

明

…………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告

示

●東京都告示第千九十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法_ 路の種類

)第四十二条第一項第四号の規定により、

次のと

法第四十二条

令和五年十

東久留米市

小

|号) においてその例によることとされる場合を含む。

トル)

指定年月日

路の位置指定に係る道

幅員(単位メ路の延長及び

という。

おり道路を指定した。

なお、 関係図書は、 東京都多摩建築指導事務所に備え置

道路

の規定による

第一項第五号

月

三日

二十一番十四

幅員

五. ·

八

いて縦覧に供する。

令和五年十月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

取

伸

明

六十五条第二項の規定による行政処分について、

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)

条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

令和五年十月十六日

東京都知事

小

池

百 合

子

●東京都告示第千百号

路の種類指定に係る道

指定年月 日

路の位置指定に係る道

幅員(単位メ 路の延長及び

二番及び千三青梅市本町千 二一 · 八八

被処分者

商号

株式会社フライングブリッジ

六・〇〇

代表者氏名

代表取締役

墨田区両国四丁目一番三号

〜七・1111 0.00

〇・五六

 $(\underline{})$

 $(\overline{\underline{}})$ 所の所在地主たる事務

(四) 免許証番号 東京都知事4第八五四七三号

(Fi.) 免許年月日 令和三年一月二十七日

 \equiv 処分年月日 令和五年十月四日

三 処分内容 十九日から同年十二月十七日まで)業務の全部の停止六十日間(令和五年十月

適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第五号

兀

告

示

選

●東京都選挙管理委員会告示第百二十六号

二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁 判所裁判官国民審査法施行令 五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号) (昭和二十三年政令第百二十 (昭和 第 \triangleright

施

設

0)

名

称

多摩丘陵

病院

ョン病院

2 の規定に基づき、 のとおり指定した。 令和五年十月十六日 不在者投票を行うことができる施設を次 東 開発区域又は工区に 令和五年十月十六日 東京都多摩建築指導事務所長 名 取 伸 明

京 都 選 挙 管 理 委 員 会

所 在 地

西東京市西原町三丁目二千四

含まれる地域の名称

多摩丘陵リハビリテー シ 町 田市下小山田町千四百一番地 千三百九十九番五十三 百一番六及び西原町四丁目二

番地町田市下小山田町千四百九十一

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号

公職選挙法施行令

(昭和二十五年政令第八十九号)

第五

ついて

大規模小売店舗立地法

(平成十年法律第九十一号)

第八

Ŧi.

| 二号)においてその例によることとされる場合を含む。) の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設とし 判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十 十五条第二項及び第四項第二号 て指定した次の施設につき、 二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁 その指定を取り消した。 (地方自治法施行令 (昭和

東 京 都 選 挙 管 理 委 員 会

東

令和五年十月十六日

京

所 在 地

多摩丘陵病院

施

設

0

名

称

番地町田市下小山田町千四百九十

公 告

都市計画法 開発行為に関する工事の完了について (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

六

縦覧期間

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

六

縦覧期間

東京都知事 小 池 百 合 子

七

縦覧時間

令和五年十月十六日

〔仮称〕 ライフ目黒八雲店

店舗名

店舗所在地 目黒区八雲三丁目百三十九番一ほ

 \equiv 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

四 意見

ア 聴取者 目 黒 区 長

ゥ イ 概要 収受日 意見なし 令和五年九月二十九日

縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

五.

条例 日まで。ただし、東京都の休日に関する 令和五年十月十六日から同年十一月十六 に定

(平成元年東京都条例第十号)

許可を受けた者の

七

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

ただし、正午から午後一時までを除く。

める休日を除

住所及び氏名

店舗名

王子五丁目団地10号棟

北区王子五丁目一番地

独立行政法人都市再生機構

西東京市東伏見三丁目八番 ティーアラウンド株式会社 博範 \equiv 店舗所在地 設置者名

十三号

代表取締役

四 ア 意見 聴取者

北区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日 令和五年八月二十三日

縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

条例(平成元年東京都条例第十号)に定 日まで。ただし、東京都の休日に関する める休日を除く。 令和五年十月十六日から同年十一月十六

午前九時三十分から午後四時三十分まで 正午から午後 時までを除く。

|電話 ○三(五三二一)一一一(代) 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号東 郵便番号 価 定 本号 箇月 (郵送料を含む。) 三〇円

発 行

六〇〇円 印刷所 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 東京都文京区白山一丁目十三番七号 勝 美 印

社 郵便番号 113-0001 リサイクル適性(A)

刷 株 式

会